

公益財団法人カシオ科学振興財団
定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人カシオ科学振興財団（英語名 CASIO SCIENCE PROMOTION FOUNDATION）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、自然科学及び人文科学の研究を助成し、もってわが国の学術研究の発展と振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自然科学及び人文科学の研究に対する助成
- (2) 自然科学及び人文科学の研究活動に対する協賛
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、日本全国において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 資産及び会計

(基本財産)

第6条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものを、この法人の基本財産とする。

(基本財産の処分及び制限)

第7条 基本財産は、これを処分し又は担保に供することはできない。但し、事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び評議員会において、それぞれ決議に加わることのできる数の3分の2以上の決議をもって、その一部を処分し又は、その全部若しくは一部を担保に供することができる。

(資金の管理・運用)

第8条 この法人の資金の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める資金運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会においてこれを決議する。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、毎事業年度の開始の前日までに行政庁に提出しなければならない。又、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の決議を経て、定時評議員会の承認を受けるものとする。

- (1) 事業報告書
 - (2) 事業報告書の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額)

第11条 理事長は、法令の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第12条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会において決議に加わることのできる評議員数の3分の2以上の決議を経なければならない。

- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を経なければならない。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第13条 この法人に、評議員10名以上20名以内を置く。

2 評議員のうち、1名を評議員長とし、評議員会において選出する。

(選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件を満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ その評議員及びその配偶者又は3親等以内の親族

ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ その評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニに掲げる者の3親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次の団体において職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者。

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第

3項に規定する大学共同利用機関法人

- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は許可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の許可を要する法人をいう。）

（職務・権限）

第15条 評議員は、評議員会を構成し、第18条第2項に規定する事項の決議に参画する。

（任期）

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第17条 評議員には別に定める規程の範囲内で報酬を支給することができる。

但しその額は、毎年総額200万円を超えないものとする。

- 2 評議員にはその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

第2節 評議員会

(構成及び権限)

第18条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1) 理事及び監事の選任及び解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (8) その他評議員会で決議されるものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合には随時開催する。

(招集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づいて理事長が招集する。

- 2 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項の請求があったときには、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第21条 理事長は、評議員会の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、招集の通知をしなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第22条 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。但し、評議員長が不在の場合には、出席した評議員の中から選出する。

(定足数)

第23条 評議員会は、現在の評議員総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第24条 評議員会の決議は、「一般法人法」第189条に規定する事項及びこの定款に規定する事項を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第25条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について決議に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには、その提案を可決する旨の評議員会決議があったものとみなす。但し、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第26条 すべての評議員会には議事録を作成し、議長及び議長が指名した出席評議員のうち2名以上が署名押印の上、これを保存する。

(評議員会運営規則)

第27条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第4章 役員及び理事会

第1節 役員

(種類及び定数)

第28条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上14名以内
 - (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、1名を常務理事とする。
 - 3 前項の理事長をもって「一般法人法」上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第29条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事を選任する場合には、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第10号及び第11号の規定を準用する。
- 3 理事は、この法人の評議員又は監事を兼ねることはできない。
- 4 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 5 監事はこの法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第30条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長、常務理事は、毎年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第31条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

- 第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
 - 3 補欠として選出された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第28条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

- 第33条 理事又は監事が次の各号の一に該当するときには、決議に加わることのできる評議員数の3分の2以上の決議により解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

- 第34条 理事及び監事には、評議員会で定める規程の範囲内で報酬を支給することができる。
- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

(責任の免除及び限定)

- 第35条 この法人は、「一般法人法」の第198条において準用される第111条第1項の役員賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
- 2 この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で契約時に予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(名誉理事)

第36条 この法人には3名以内の名誉理事を置くことができる。

- 2 名誉理事は理事会において選任する。
- 3 名誉理事の任期は2年とする。
- 4 名誉理事は無報酬とする。但し、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉理事の職務)

第37条 名誉理事は、理事長の諮問に応え、理事長に対して意見を述べることができる。

第2節 理事会

(構成及び権限)

第38条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

- 2 理事会は、次の職務を行う。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務執行の監督
 - (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職
 - (4) 規程の制定、変更及び廃止

(種別及び開催)

第39条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

- 2 臨時理事会は次の事項の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会開催の日とする理事会の招集が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
 - (4) 監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招集)

第40条 理事会は理事長が招集する。但し、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び前条第2項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 前条第2項第3号による場合は理事が、前条第2項第4号後段による場合は監事が理事会を招集する。
- 3 理事長は、前条第2項第3号又は第4号前段に該当する場合は、その請求のあった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときには、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の一週間前までに、通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第41条 理事会の議長は理事長とする。但し、理事長が不在の場合は、出席理事の互選により選出する。

(定足数)

第42条 理事会は、現在の理事総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第43条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほかは、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第44条 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案について決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには、その提案を可決する旨の理事会決議があったものとみなす。但し、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第45条 すべての理事会には議事録を作成し、出席した理事長及び監事並びに理事長が指名した出席理事のうち2名以上が署名押印の上、これを保存する。

(理事会運営規則)

第46条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第5章 選考委員会

(選考委員会及び委員)

- 第47条 この法人には、第4条第1項第1号の研究助成の対象となる者を選考するため、選考委員会を置く。
- 2 選考委員会は、10名以上20名以内の委員をもって組織する。
 - 3 前項の委員は、この法人の理事及び評議員以外の学識経験者のうちから理事会で選出し、理事長が委嘱する。
 - 4 委員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。
 - 5 補欠又は増員により選出された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 6 選考委員の選任にあたっては、選考委員のいずれか一人及びその者と特殊の関係がある者の合計数が選考委員現在数の3分の1を超えてはならない。選考委員に対する選考謝金及び任務遂行に係る費用は理事会が別に定める選考委員会規程による。
 - 7 選考委員会の任務・構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める選考委員会規程による。

第6章 事務局

(設置等)

第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、理事長が理事会の承認を経て任免する。
- 4 事務局の運営に関する必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て決定する。

(備付け帳簿及び書類)

第49条 事務所には次に掲げる帳簿及び書類を備えなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
 - (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 理事会及び評議員会の議事録
 - (5) 財産目録
 - (6) 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程
 - (7) 事業計画書及び収支予算書
 - (8) 事業報告書及び計算書類等
 - (9) 監査報告書
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第55条に定める情報公開規程によるものとする。

第7章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

- 第50条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議を経て変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第14条についても適用する。

(合併等)

- 第51条 この法人は評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議により、他の「一般法人法」上の法人と合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。
- 2 前項の行為をしようとするときは予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

- 第52条 この法人は、「一般法人法」第202条に規定する事由及びその他法令で定められた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

- 第53条 この法人が、公益認定の取消処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消の日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、この法人と類似の事業を目的とする公益法人又は国若しくは地方公共団体又は「認定法」第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

- 第54条 この法人が解散等により清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする公益法人又は国若しくは地方公共団体又は「認定法」第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第8章 情報公開

(情報公開)

第55条 この法人は公正で開かれた活動をするため、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程によるものとする。

(公告)

第56条 この法人の公告は電子公告による。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第9章 補則

(株主権の行使等)

第57条 基本財産である株式について、この法人がその株式の発行会社に対して株主としての権利を行使する場合には、下記の事項を除き予め理事会において決議に加わることのできる理事数の3分の2以上の同意を得なければならない。

- (1) 配当の受領
- (2) 株式の分割による新株式の受領
- (3) 株主割当増資への応募
- (4) 株主宛配付書類の受領

(委任)

第58条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 「整備法」第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、檜尾幸雄とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

伊藤 謙哉	大路 清嗣	檜尾 彰	檜尾 和雄	片岡 政隆
佐久間健人	佐々木 元	下谷 隆之	竹内 榮一	都築 泰雄
中村 巖	成田誠之助	長谷川英機	松井 剛一	安田 浩

以 上

平成22年12月 1日制定認可
平成23年 5月20日一部変更
平成26年 5月16日一部変更